

ブライツ企業認定事務実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、県内企業の労働力確保、労働者の県内就職促進につなげるために熊本県が行うブライツ企業及びプラチナブライツ企業(以下、「認定企業」という。)の認定に関して、必要な事項を定めるものとする。

(応 募)

第2条 認定を受けようとする者は、募集期間内にブライツ企業応募書(様式第1号)を県へ提出する。

(応募要件)

第3条 応募資格は、以下のとおりとする。

(1) 正社員の採用に関する権限がある事業所を熊本県内に有する法人、個人事業主又は企業組合で、雇用保険及び社会保険への加入があり、就業規則を整備している。

※1 「法人」とは、国及び法人税法の別表第一(公共法人)に掲げる法人以外のものをいう。

※2 「企業組合」とは、中小企業等協同組合法第3条第4号に規定されたものをいう。

(2) 過去3年の間に正社員の採用実績がある。

(3) セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務並びに育児休業等に関するハラスメント防止措置義務を講じている。

(4) 過去3年の間に法人等の都合による解雇を行っていない。

(5) 過去3年の間に労働関係法令に違反して労働基準監督署から送検されておらず、現在、違法な時間外労働や賃金不払(残業代含む)等を行っていない。また、労働関係法令に違反して刑事処分を受けたことがある場合は、処分の終了から3年以上経過している。

(6) 労働保険、社会保険及び県税等租税公課の滞納がない。

(7) その他、公序良俗に反する行為及び過去に重大なコンプライアンス違反を行っていない。ただし、処分が終了し、社会的信頼を得られた企業は除く。

(8) 労働者全員に応募及び応募書に記載の内容について周知した上で、労働者の過半数を代表する者から同意書を徴している。(労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は、労働組合の代表者からの同意書でもよい)。

(9) 今後3年以内に正社員の採用予定がある。

(10) SDGs(持続可能な開発目標)達成につながる企業活動等に取り組んでいる。

2 (4)及び(5)に関し、県は、熊本労働局の協力を得て、事実確認を行う。

(認 定)

第4条 県は、認定事務の審査に関して、熊本県労働審議会(以下「審議会」という。)へ諮問を行う。

2 審議会は、県からの諮問を受け、審査項目の決定及び認定審査を行い、一定基準を満たした企業をブライツ企業として、また、ブライツ企業の基準よりも更に上位の基準を満たした企業をプラチナブライツ企業として、県に答申する。

3 県は、審議会から答申された企業の認定を行う。

- 4 県は、応募があった企業に対し、認定の有無を通知（様式第2号及び様式第3号）する。
- 5 県は、認定を行った企業に対して認定証（様式第4号）を交付する。
- 6 認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。

（認定企業の役割）

第5条 認定企業は、働きやすい労働環境のモデル事業所として、県が行う普及啓発事業への情報提供等をはじめ、更なる高みを目指した継続的な取組みを通じて安定した労働環境の提供に協力するものとする。

（認定の取り消し）

第6条 県は、認定企業が応募資格を満たさなくなったとき、「若者の使い捨てが疑われる企業等」として熊本労働局が公表するなど重大なコンプライアンス違反が確認されたとき、又は、知事がブライト企業又はプラチナブライト企業として不適当と認めたときは、認定を取り消すことができる。また、認定を取り消された企業は、認定証等を県に返納するものとする。

- 2 県は、前項の規定に該当することが疑われる場合は、認定企業に対して調査等を行うことができる。
- 3 認定企業は、前項の規定による県の調査等に協力するものとする。

（辞退の申出）

第7条 認定企業は、認定の辞退について、県に申し出ることができる（様式第5号）。

- 2 前項の申し出があった場合、県が受理した日をもって認定の効力は失われる。

（公表）

第8条 県は、認定企業を公表する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則 この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年7月29日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年5月31日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年10月27日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年6月4日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年7月5日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年5月12日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年6月16日から施行する。